

件名	愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
<p>【改正の概要】</p> <p>教育委員会制度改革等を目的とする法改正に伴い、教育委員会に対する委員会への出席要求は、教育長に対して行うこととするもの。</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>委員会への出席要求を規定した条文（第18条）中、教育委員会の「委員長」を「教育長」に改正するもの。</p>	
施行日	平成 27 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	